

工場等設置奨励金及び雇用促進奨励金の概要

瑞穂市では、産業振興および市勢の進展に寄与することを目的に奨励金制度を設けています。

奨励金の内容

1. 工場等設置奨励金

- ・ 交付金額は、投下された土地、家屋、償却資産に課される固定資産税額を限度とします。
- ・ 交付期間は、操業開始後初めて固定資産税を賦課された年度から5年間です。

2. 雇用促進奨励金

- ・ 交付金額は、操業開始に伴い新たに常時雇用する従業員のうち、操業開始後1年を経過した日において、引き続き本市に居住している者1人につき30万円（限度1,500万円）です。
- ・ 交付期間は、操業開始後1年を経過した日の属する年度です。

要件

交付を受けるには、次に示す要件をすべて満たすことが必要です。

以下の事業を行う 工場・事業所・ 付帯施設	取得 状況	投下固定資産の取得総額 (土地・家屋・償却資産)		新たに常時雇用 する従業員数	
		大企業	中小企業	大企業	中小企業
・ 製造業 ・ 情報通信業 ・ 運輸業、郵便業 ・ 卸売業、小売業 ・ 研究開発事業	新設	1億円以上	5,000万円以上	10人以上	5人以上
	増設・ 移設	5,000万円以上	2,500万円以上	5人以上	3人以上

- ・ 土地は、操業開始前3年以内に購入したもの、家屋・償却資産は、操業開始前1年以内取得したものが投下固定資産の対象となります。
- ・ 新たに常時雇用する従業員は、操業開始前1年以内に雇用した者で、賃金が日額又は時間額で定められている従業員を除きます。

手続きの流れ

要件を満たす予定の事業所については、以下の手順で手続きを行っていただきます。

項目	区分	詳細内容
①事前相談	事業者	スムーズな手続きのため、事前に瑞穂市役所商工農政観光課へご相談ください。
②奨励措置指定申請	事業者	申請者は、 <u>操業を開始した日から60日以内</u> に、瑞穂市役所商工農政観光課へ指定申請書をご提出ください。
③実地調査	市	市職員が新事業所へ調査に伺います。(調査時に家屋、設備等を撮影します)
④奨励措置指定	市	市は、指定申請の内容が指定要件を備えていることを審査し、適当であると判断した場合、「奨励措置指定書」により申請者(以下「指定事業者」)に通知します。

⑤ 奨励金の交付申請	事業者	・工場等設置奨励金の場合 指定事業者は、新事業所での操業開始後に初めて課税された年度の <u>固定資産税を完納してから30日以内に</u> 、必要書類を添えて「工場等設置奨励金交付申請書」を提出してください。
		・雇用促進奨励金の場合 指定事業者は、 <u>操業開始後1年を経過した日の属する年度内に</u> 、必要書類を添えて「雇用促進奨励金交付申請書」を提出してください。
⑥ 奨励金の交付決定	市	市は、交付申請の内容を審査し、「交付決定通知書」により指定事業者に通知します。
⑦ 奨励金の請求	事業者	指定事業者は、交付決定通知受領後、「交付請求書」を提出してください。
⑧ 奨励金の交付	市	市は、交付請求により奨励金を交付します。

※⑤～⑧の手続きは、毎年度行う必要があります。ただし、雇用促進奨励金の交付については初年度のみです。

②奨励措置指定申請時の必要書類について

指定申請書・・・業種・事業概要は、初めて見た人でも理解できるよう丁寧な記入をお願いします。
商業登記事項証明書又は住民票の写し
定款又は規約・・・法人の場合は提出
土地登記事項証明書及び位置図・・・土地登記事項証明書は土地を取得した場合に提出
建物登記事項証明書及び配置図・・・建物登記事項証明書は家屋を取得した場合に提出
契約書の写し・・・投下固定資産（土地、建物、償却資産）に関するもの
常時雇用する従業員を証する書類・・・従業員台帳の写し、雇用保険証の写し等
新たに常時雇用する従業員が瑞穂市民の場合・・・住民票の写し
その他参考資料・・・会社案内パンフレット等

⑤奨励金の交付申請時の必要書類について

・工場等設置奨励金の場合

工場等設置奨励金交付申請書
土地、家屋、償却資産の明細（金額、名称、取得先）が確認できる区分ごとの明細表
収支決算書又は試算表・・・直近1期分
既存家屋がある場合は、平面図及び明細表

・雇用促進奨励金の場合

雇用促進奨励金交付申請書
雇用促進奨励金対象者名簿
上記の者の住民票の写し（操業後1年を経過した日以降に発行したもの）

⑦奨励金の請求時の必要書類について

奨励金交付請求書
口座番号が確認できる書類・・・通帳の写し等

注意事項

- ・指定事業者が、申請書や添付書類に記載された事項を変更しようとするときは、「企業立地奨励措置指定内容変更届」を、指定事業者に係る事業所の相続、合併、譲渡その他の理由により、当該事業所の所有に変更が生じたときは、「事業継承届出」を提出しなければなりません。
- ・親会社と子会社が一体的に工場等で事業を実施する場合は、当補助の対象となる場合があります。詳細は下記までお問い合わせください。
- ・瑞穂市の制度のほかにも、岐阜県が実施する「岐阜県企業立地促進事業補助金」の対象になる場合があります。詳しくは岐阜県HP「立地企業への優遇措置」をご参照ください。

都市整備部 商工農政観光課 企業誘致担当 〒501-0392 岐阜県瑞穂市宮田 300-2 TEL：058-327-2103 FAX：058-327-2120 E-mail：syokounou@city.mizuho.lg.jp
